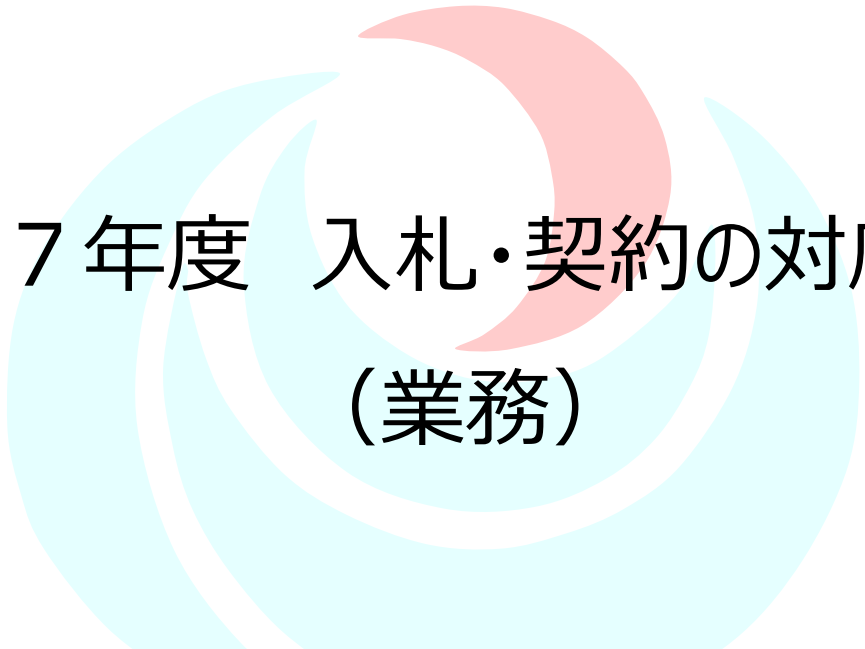




令和7年度 入札・契約の対応方針 (業務)

令和7年4月
中国地方整備局
港湾空港部



★見直し又は新たな取組み

目次

◆プロポーザル方式及び総合評価落札方式における評価方法の改善に向けた取組み

1. 地域貢献度の評価【中国独自】 P 1
2. 業務チャレンジ型の試行【中国独自】 P 2
3. 企業の賃上げ表明への加点措置 P 3
4. **ワーク・ライフ・バランス等の推進企業の評価★** P 4
- (参考) その他の主な取組み P 5

1. 地域貢献度の評価【中国独自】

継続

◇経緯

- ・平成29年度より、企業に対して「地域貢献度」の評価を行っていなかったが、平成30年7月豪雨災害のような大規模災害時には、地元の調査測量業者又は建設コンサルタント業者による復旧支援活動が被災地の復旧に大きな役割を果たすものと期待される。
- ・このため、令和元年度より一般競争入札総合評価落札方式の入札段階での評価において、企業に対する「地域貢献度」の評価を追加。

◇評価方法

- ・地域貢献度として、「公示日において有効な災害協定締結又は災害対策関係功労者表彰（港湾空港関係）〔過去3年間〕の実績の有無を加点評価。
- ・原則全ての測量・調査業務、並びに建設コンサルタント等業務のうち設計業務（施工検討業務を含む）を対象。

■評価対象

- ・中国地方整備局（港湾空港関係）との災害協定締結
- ・同災害協定に基づく活動実績により中国地方整備局長から表彰された実績

■実施状況（令和6年度）

評価項目		
企業	地域要件	地域貢献度

試行件数 : 59件
加点者数 : 149社

競争参加者数 : 延べ185社
平均加点率 : 80.5%

* 令和6年12月末までに契約した業務を対象

■確認の結果

- ・**8割以上の加点率**があり、**災害時の地域貢献に対する誘導効果が期待**できる。
- ・**引き続き試行**して実績を増やし、効果や課題を確認していく。

2. 業務チャレンジ型の試行【中国独自】

継続

◇背景

- 総合評価落札方式においては、過去の業務成績評定点や表彰実績の評価を通じて、適正な品質を確保していくことが重要である一方、競争性を確保していくため、受注実績の少ない企業の参加意欲を引き出せるよう、多様なタイプを採用していくことも必要。
- そのため、令和3年度から受注実績に基づく評価項目（過去の業務成績評定点や表彰実績）の配点割合を大幅に引き下げる「業務チャレンジ型」を試行。令和5年度からは、更に受注実績に基づく評価項目を設定せず試行を実施中。

■実施状況

	建設コンサルタント等業務	測量・調査業務
令和5年度試行件数	1件	4件
競争参加申請者数	3社	21社 (6社・4社・5社・6社)
うち成績評定点のない技術者による参加申請者数	0社	4社
うち表彰実績のない技術者による参加申請者数	3社	21社
令和6年度試行件数(12月末迄)	1件	3件
競争参加申請者数	2社	13社 (1社・5社・7社)
うち成績評定点のない技術者による参加申請者数	0社	4社
うち表彰実績のない技術者による参加申請者数	2社	13社

業務チャレンジ型における評価項目

評価項目		業務チャレンジ型
予定技術者の経験及び能力	技術者資格	設定あり
	専門的な資格	設定あり
	同種／類似業務の実績	設定あり※
	周辺地域における業務実績	設定あり
	平均業務成績評定点	設定なし
	表彰実績	設定なし
企業	災害協定の締結等	設定あり
実施方針		設定あり
技術提案		設定あり

※対象期間は過去15年

■確認の結果

近年の同種業務においては新規の参加申請者はいない傾向だが、チャレンジ型試行業務においては、成績評定点のない技術者による参加申請もあり、令和7年度も引き続き試行してデータを蓄積し、効果を確認していく。

3. 企業の賃上げ表明への加点措置

継続

◇経緯

- ・「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）等において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設け、賃上げ実施企業に対して加点を行う措置（以下「本取組」という。）を令和4年4月1日以降に契約する業務に適用。

◇評価方法

- ・事業年度又は暦年において、対前年度比又は対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」(*)を所定率*以上増加させる旨を従業員に表明していること。 所定率*：【大企業】3%、【中小企業等】1.5%

(*) 中小企業等については「給与総額」又は「給与等受給者一人当たりの平均受給額」のいずれかを採用することも可能とする

- ・上記「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を提出した入札者に対して加点（総合評価のタイプにより9～12点）。

◇賃上げ基準に達していない者のペナルティ

- ・本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合、又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合、減点措置開始日から1年間に入札公示が行われる調達に参加する場合において、本取組の加点措置以上(1点多い配点)の減点措置。(本取組を行う政府調達に対して同様の措置を適用。)

※賃上げ基準の達成については対象期間終了後3ヶ月以内に当該企業より報告を受け確認する。

■実施状況

	令和6年度 対象業務件数*	うち賃上げ加点 を受けた件数 (割合)
建設コンサルタント等業務	37件	34件 (91.9%)
測量・調査業務	36件	36件 (100%)



■確認の結果

大半の企業が賃上げ表明しており、引き続き本取組を進め効果を確認する。

* 令和6年12月末までに契約した業務を対象

4. ワーク・ライフ・バランス等の推進企業の評価

見直し

◇背景

- 国土交通省では、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づき、建設業界全体でのワーク・ライフ・バランス(以下、「WLB」という。)の推進に向けて取り組んでいる。
- 業務においては、平成31年度よりプロポーザル方式の選定段階方式を対象にWLBを推進する企業として認定を受けた企業に対して加点評価を行っている。

■見直し内容

- 対象業務を**拡大(現行業務以外の業務にも適用)※**し、更なる女性の活躍推進を促す。

※ 令和 7年10月以降の導入を予定

【現行】

公募型プロポーザル方式、簡易公募型総合評価落札方式

評価項目	評価基準
企業の能力等	次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等）※1
	・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和4年4月1日以降の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・くるみん（平成29年3月31日までの基準）・トライくるみん認定企業）※2
	・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3

- ◆共同企業体の場合の取扱い
代表者又は構成員のいずれかが、ワーク・ライフ・バランス等推進企業として認定されていれば加点対象とする。
- ◆認定等の確認方法
認定通知書の写し又は行動計画届出書（都道府県労働局の受領印付）の写しの添付にて確認する。
（外国法人については、内閣府による認定等相当確認通知書の写しにより確認する。）

○第三者照査の導入 **【平成21年度～】**

・調査基準価格を下回る価格で契約を行う場合は、業務の品質確保を図ることを目的として第三者照査の実施を義務付ける。

○履行確実性評価の導入 **【平成24年度～】**

・総合評価落札方式において実施する予定価格100万円を超える業務について、技術提案評価項目に「履行確実性」を加えて評価を行う。

○設計共同体の参入 **【総合評価落札方式：平成23年度～、プロポーザル方式：平成24年度～】**

・業務の内容が高度化・複雑化し、技術力を結集して業務実施する範囲が広がっていることから、設計共同体の参加を認める。

○通常指名競争入札方式の原則廃止 **【平成26年度～】**

・さらなる競争性の確保のため、通常指名競争方式を原則採用しないこととする。

○産休育休を取得しやすい環境整備 **【平成28年度～】**

・産休育休を取得しやすい環境整備、女性の就業率向上及び継続就業支援を目的とし、産休育休に相当する期間を、評価対象期間に加えることが可能とする。

○競争入札方式の「一般競争入札方式」への移行【中国独自】 **【平成29年度～】**

・全ての総合評価落札方式の業務について、原則「簡易公募型指名競争入札」から「一般競争」に移行。

○業務実績を証明する書類の簡素化 **【令和元年度～】**

・業務実績情報システム（TECRIS）登録データによって、業務実績の確認に必要な全ての事項が確認できる場合、競争参加確認申請時等に業務実績を証明する書類の提出は不要とする。

○WLB等推進企業の評価 **【令和元年度～】**

・建設コンサルタント業界全体でワークライフバランス（WLB）を推進するため、プロポーザル方式の選定段階での評価を対象に、WLBを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を評価する。また、令和4年度より新たな認定制度である「トライくるみん」を加点評価の対象に追加とする。

○選定段階省略型プロポーザル方式の試行【中国独自】 【令和元年度～】

- ・参加表明書と技術提案書の同時提出とすることで「技術提案書提出者の選定段階」を省略することにより、業務の適性な履行期間の確保を図るとともに、手続日数の短縮（▲10～20日）、事務手続きの簡素化を図る「選定段階省略型プロポーザル方式」を試行的に導入。

○閲覧資料のデジタルデータによる提供 【令和2年度～】

- ・全ての業務について、印刷物による閲覧に加え、デジタル情報による閲覧資料の提示を行う。

○総合評価落札方式（簡易型）の配点の見直し【中国独自】 【令和2年度～】

- ・全ての総合評価落札方式（簡易型）について、入札段階における「配置予定管理技術者の経験及び能力」の2つの評価項目（①資格・実績等、②成績・表彰）の配点バランス（18:32）を、「25:25」とする。

○業務成績の算定対象に国総研を追加【中国独自】 【令和2年度～】

- ・プロポーザル方式及び総合評価落札方式による全ての業務を対象として、平均請負業務成績評定点の算定対象に、国土技術政策総合研究所（港湾空港関係）発注業務を追加。

○業務成績の算定対象に国総研を追加【中国独自】 【令和2年度～】

- ・平均請負業務成績評定点のより公平な評価を行うため、プロポーザル方式及び総合評価落札方式による全ての業務を対象として、平均請負業務成績評定点の算定対象に、国土技術政策総合研究所（港湾空港関係）発注業務を追加。

○WEBヒアリングの原則化【中国独自】 【令和3年度～】

- ・技術提案書提出者にとって、ヒアリングのための移動は時間的・費用的に負担となっていること、また新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策としても有益であることから、働き方改革の推進の一環として、WEB会議システムを利用したオンラインでのヒアリングを原則実施。

○専門的な資格の評価の見直し【中国独自】 【令和4年度～】

- ・資格要件として評価する技術者資格と専門的な資格について、これまでは評価対象の専門的な資格のみでの申請でも技術者資格と専門的な資格の両方で加算評価していたが、全国的な運用状況を踏まえ、同一資格のみでの申請については、専門的な資格の加算対象としないこととする。

○技術提案等の採点方法の見直し【中国独自】 【令和4年度～】

- ・プロポーザル方式及び総合評価落札方式における技術提案等の評価について、評価者3名の評価結果（素点）を平均（小数2位四捨五入で小数1位にまるめ）する方法とする。

○価格競争方式における若手技術者の登用促進 【令和4年度～】

- ・若手技術者（40歳未満）の育成支援を目的として、経験が乏しい若手技術者を予定管理技術者として配置する場合に、経験の豊富な技術者（管理補助技術者）を担当技術者として配置することにより技術の伝承を図るための取り組みを導入。

○業務成績の評価基準の見直し【中国独自】 【令和5年度～】

- ・プロポーザル方式及び総合評価落札方式による全ての業務を対象として、平均請負業務成績評定点の評価基準を見直し、65点以上72点未満の加点を取りやめ、72点以上80点未満について評価基準を2点刻みに細分化する。

○業務チャレンジ型の評価項目の見直し【中国独自】 【令和5年度～】

- ・業務チャレンジ型を適用する案件において、過去の業務成績評定点及び表彰実績を評価項目から除外する。